事実婚の解消及び未婚の母子(父子)に関する調書

(平成22年7月30日付雇児福発0730第2号課長通知)

※児童扶養手当は、あなたが現在いわゆる事実婚状態にある場合は支給されません。以下 の項目は、この点を確認するために申告していただくものです。

項目	内容							
児童の父(母)の状況 (事実婚解消で申請される場合は 事実婚相手の状況)	✓ 判明 氏名 肥後 太郎							
	<u>住所 熊本市東区東本町 16 番 30 号</u> □ 不明 理由【 】							
同居の有無	▼ 有り 同居の期間 HR 2年 1月~(1・) 5年 2月まで							
	_ 同居の住所 <u>熊本市東区東本町 16 番 30 号</u> □ 無し							
定期的な生計の援助	□ 有り ・ 月(円程度)※取り決め書 あり ・ なし ※ 無し							
交流の状況	□ 定期的な訪問がある(月 回程度) ☑ 定期的な訪問がない							
その他参考事項								
上記のとおり、相違ありません。								
令和 5年 4月 10日								
<u>氏名 熊本 花子</u>								
J下 担当老記入欄 ※主紙による子の出生の場合に記入してください。								

【懐胎までの状況】 (知り合ったきっかけ、交際期間、交際の状況及び今後の見込み)								
【父(母)に	関する情報	報】						
・父(母)の現状(就労状況・生活状況) [
・父(母)の養育の意思					[]	
・本人と父(母)との婚姻の意思					[]	
【その他】								
受付年月日	令和	年	月	日	担当者氏名			